

以下のとおり認定してよろしいか				
係	係長	課長補佐	主幹	課長

第6項様式①

起案
決裁

中小企業信用保険法第2条第6項
の規定による認定申請書

年 月 日

[あて先] 豊中市長 長内繁樹

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

私は 令和二年新型コロナウイルス感染症 (注1)の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日

年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間(※)の売上高等

減少率 _____ %(実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A: 災害等の発生における最近1か月間(※)の売上高等

円

B: Aの期間に対応する前年同期の売上高等

円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 _____ %(実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等

円

D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注1)には、経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」を入れる。

(注2)2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(※)最近1か月の売上高と前年同月比との比較が適当では無い場合にあつては、最近1か月を含む2~6か月の売上高の月平均(実績)と前年同期の月平均(実績)との比較が可能です。

【留意事項】①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して危機関連保証の申込みをし、かつ金融機関より、融資の実行がなされていることが必要です。

③認定書の有効期間は、認定書に記載された日と中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき経済産業大臣が指定する期間の終期のいずれか先に到来する日となります。

第 号

令和 年(年) 月 日

豊中市長 長内繁樹

中小企業信用保険法第2条第6項
の規定による認定申請書

年 月 日

[あて先] 豊中市長 長内繁樹

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

私は 令和二年新型コロナウイルス感染症 (注1)の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日

年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間(※)の売上高等

減少率 _____ %(実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A: 災害等の発生における最近1か月間(※)の売上高等

円

B: Aの期間に対応する前年同期の売上高等

円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 _____ %(実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等

円

D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注1)には、経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」を入れる。

(注2)2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(※)最近1か月の売上高と前年同月比との比較が適当では無い場合にあっては、最近1か月を含む2～6か月の売上高の月平均(実績)と前年同期の月平均(実績)との比較が可能です。

【留意事項】①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して危機関連保証の申込みをし、かつ金融機関より、融資の実行がなされていることが必要です。

③認定書の有効期間は、認定書に記載された日と中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき経済産業大臣が指定する期間の終期のいずれか先に到来する日となります。

第 号

令和 年(年) 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
(年) (年)

認定者 豊中市長 長内繁樹